

あどえりあ

ライセンスのご案内

2012年度(2012年4月～2013年3月)

特許第 3254422 号ライセンス料金表 (アドネットワーク事業社様および広告代理店様用)

ライセンス利用条件

- ◆「特許第 3254422 号ライセンス規約」を受け入れて契約を締結し、事業開始前までに下記登録料を支払うこと。
- ◆1 年ごとに更新申請を行うこと。
- ◆該当する広告商品が本特許に基づく商品であることを商品パンフレットおよびウェブサイトで明示すること。
- ◆本件特許実施に必要な IP アドレス DB は、弊社ライセンスを受けたデータベース事業社の DB を別途契約して使用すること。

登録料/ライセンス利用料

登録料	¥10,000(初年度のみ)
ライセンス利用料	クライアント広告請求金額の 1.5%

- ◆登録された事業社様にはライセンス証書と、貴社のパンフレットやウェブサイトで本特許のサービスマークを表示するためのデータを提供すると共に、弊社ホームページ(<http://www.ad-area.jp>)の許諾先名一覧に掲載します。
- ◆ライセンス利用料はクライアント広告請求金額の 1.5%です。ただし、親会社の業務を子会社が行う場合、ライセンス利用料はウェブサイト運営社の広告利用料(3%)を適用します。
- ◆本特許技術を使って、広告の地域ターゲティングを請け負って行う場合は所定のライセンス利用料を、毎月の実績を翌月 10 日まで報告してお支払いください。

算定基準など

- ◆広告のライセンス利用料は毎月の実績金額を翌月 10 日までにご報告ください(実績がない場合も「0 円」としてご報告ください)。実績金額に応じたライセンス利用料請求書を報告いただいた月の末日までに発送します。ライセンスを利用した月の翌々月末までに弊社指定の口座に振り込みください(ご報告いただく実績は消費税抜きの金額でお願いします)。
- ◆ライセンス利用料の客観的なデータ取得については検討中ですので、改めてご案内するまでは各社様が対外的に発表するデータを基にご報告ください。
- ◆自社サイトでのコンテンツ切り替えなど他のタイプの特許利用については、他の事業社様向けの料金表を参照してください。
- ◆ライセンス利用料およびライセンス利用料の基準は年度ごとに改訂します。既契約社様には 12 月中旬に Eメールもしくは郵送でご連絡します。また、弊社ホームページ(<http://www.ad-area.jp>)にも掲載します。

お支払い料金計算例

- ◆例:8 月の地域ターゲティング広告売上実績 1000 万円の場合
 - 8 月度広告売上 : ¥10,000,000(9 月 10 日までに弊社にご報告ください)
 - 利用料のご連絡 : ¥10,000,000 × 0.015 = ¥150,000(弊社より 9 月末日までにご請求)
 - お支払い : ¥150,000 + ¥7,500(消費税) = ¥157,500(10 月末日までに弊社指定口座に振り込みください)

問い合わせ先/レポート先

株式会社あどえりあ
〒102-0084 東京都千代田区二番町6-3 二番町三協ビル1階
TEL: 03-5211-7160 FAX: 03-3264-2602 E-mail: info@ad-area.jp

◆売上などの報告はエクセルファイルまたは CSV ファイルで、上記 Eメールアドレス宛にお送りください。書式は自由です。報告書には貴社ライセンス番号を明記してください。

※表示価格は消費税別です。消費税を加算してお振り込みください。

特許第 3254422 号ライセンス料金表

(本特許技術を利用する顧客に対してシステムなどを使ってサービスを行う事業社様)

ライセンス利用条件

- ◆「特許第 3254422 号ライセンス規約」を受け入れて契約を締結し、1年ごとにライセンス申請を行うこと。
- ◆顧客との利用契約において、弊社が支給する報告書(支給フォーマット)を使って、貴社および当該商品には本件特許の再実施許諾権がないことを説明する義務を負うこと。
- ◆貴社顧客の報告書(支給フォーマット)が弊社に送られることを貴社顧客に説明し、速やかに報告書を送付すること。
- ◆以下の別紙報告書を用いて、貴社顧客情報を報告すること。
 - ・貴社顧客の特許利用も含めたライセンス申請の場合:「特許第 3254422 号ライセンス規約に基づくサービス提供報告書 Type-A」
 - ・特許利用のためのサービス事業としてのライセンス申請の場合:「特許第 3254422 号ライセンス規約に基づくサービス提供報告書 Type-B」
- ◆支給するサービスマークを使って、該当するサービスが本特許に基づく商品であることを商品パンフレットおよびウェブサイトで明示すること。
- ◆本件特許実施に必要な IP アドレス DB は、弊社ライセンスを受けたデータベース事業社の DB を別途契約して使用すること。

登録料/ライセンス利用料 ※登録料は毎年度¥10,000

ライセンス形態	登録料	利用料
貴社のサービス事業として、貴社顧客の特許利用も含めたライセンスを受ける場合 利用料は、貴社と各顧客の月額契約料金の 3%の合計	○	○
特許利用ではなく、貴社顧客への特許利用のためのサービス事業としてライセンスを受ける場合 (ライセンス申請契約は各々の顧客と弊社が行っている場合)	○	×
貴社顧客が EC などのビジネス利用を行っている場合	○	×
貴社顧客が広告利用を行っている場合	○	×

- ◆登録された事業社様にはライセンス証書と、貴社のパンフレットやウェブサイトで本特許のサービスマークを表示するためのデータを提供するとともに、弊社ホームページ(<http://www.ad-area.jp>)の許諾先名一覧に掲載します。
- ◆ご報告をいただきライセンス契約が整った貴社顧客に対しても同様に、年度ごとにライセンス証書と許諾マークを発行し、弊社ホームページに許諾先社名の掲載を行います。貴社が貴社顧客の特許利用料の支払いを含めたライセンスを受ける場合であっても、これらの発行および掲出作業は貴社顧客に対して直接弊社が行います。

ライセンス料の支払いについて

- ◆貴社のサービス事業として、貴社顧客の特許利用も含めたライセンスを受ける場合:
登録料と地域に応じた情報(広告を除く)の切り替え表示などを貴社顧客のウェブサイトを提供するサービスの対価の 3%をライセンス利用料として毎月の実績を翌月 10 日までに報告してお支払いください(システムとして機能を提供する場合や請け負う場合も含む)。
- ◆貴社顧客と弊社が直接ライセンス契約を行う場合:
基本的にはウェブサイト運営社様との契約と同一で、貴社の報告に基づいて、個々の貴社顧客とあどえりあが直接交渉します。貴社は登録料のみお支払いください。ただし、顧客がライセンス契約と利用料の支払いを拒んだ場合は本サービスの提供を中止していただきます。
- ◆広告や EC などのビジネス利用を貴社顧客が行っている場合:
広告配信に関して、個々のウェブサイトの広告の場合はライセンス利用料を広告売上の 3%と定めています。貴社サービスが個々のウェブサイトの広告配信を担っていても、広告の販売にまでは関与していない場合、個々のウェブサイトの各月の広告ライセンス利用料を確認できません。原則として広告におけるライセンス利用料については貴社の報告(顧客情報、提供サービス情報)に基づいて弊社が該当する顧客への許諾とライセンス利用料の徴収を行います。貴社顧客が EC などのビジネス利用を行っている場合も同様です。

算定基準など

- ◆ライセンス利用料は毎月の実績金額を翌月 10 日までにご報告ください。実績金額に応じたライセンス利用料請求書を報告いただいた月の末日までに発送します。ライセンスを利用した月の翌々月末までに弊社指定の口座に振り込みください(ご報告いただく実績は消費税抜きの金額でお願いします)。
- ◆自社サイトでの他のタイプの特許利用については、他の事業社様用の料金表を参照してください。
- ◆ライセンス利用料およびライセンス利用料の基準は年度ごとに改訂します。既契約社様には 12 月中に E メールもしくは郵送でご連絡します。また、弊社ホームページ(<http://www.ad-area.jp>)にも掲載します。

お支払い料金計算例

- ◆例: 貴社が貴社顧客の特許利用も含めたライセンス契約を受け、4 月の各顧客との月額契約料金の合計が¥1,000,000 の場合
4 月度契約料金合計 : ¥1,000,000 (5 月 10 日までに弊社にご報告ください)
利用料のご連絡 : ¥1,000,000 × 0.03 = ¥30,000 (弊社より 5 月末日までにご請求)
お支払い : ¥30,000 + ¥1,500 (消費税) = ¥31,500 (6 月末日までに弊社指定口座に振り込みください)

問い合わせ先/レポート先

株式会社あどえりあ

〒102-0084 東京都千代田区二番町6-3 二番町三協ビル1階

TEL: 03-5211-7160 FAX: 03-3264-2602 E-mail: info@ad-area.jp

- ◆売上などの報告はエクセルファイルまたは CSV ファイルで、上記 E メールアドレス宛にお送りください。書式は自由です。報告書には貴社ライセンス番号を明記してください。

※表示価格は消費税別です。消費税を加算してお振り込みください。

特許第 3254422 号ライセンス料金表

(ウェブサイト運営社様用)

ライセンス利用条件

- ◆「特許第 3254422 号ライセンス規約」を受け入れて契約を締結し、事業開始前までに下記登録料とライセンス利用料を弊社に支払うこと。
- ◆本件特許実施に必要な IP アドレス DB は、弊社ライセンスを受けたデータベース事業者の DB を別途契約して使用すること。
- ◆毎年 3 月までに翌年度の申請を行い、基本利用料を支払うこと。

登録料／ライセンス利用料

月間ページビュー数	5000 万 PV まで	5000 万 PV 以上
登録料	¥10,000(初年度のみ)	
基本利用料	¥20,000(年額)	¥100,000(年額)
ビジネス利用料(オプション)	¥5,000～(年額)	
広告利用料(オプション)	広告売上の 3%	

- ◆ライセンス利用者登録いただきますと、ライセンス証書と、貴社のパンフレットやウェブサイトで本特許のサービスマークを表示するためのデータを提供するとともに、弊社ホームページ(<http://www.ad-area.jp>)の許諾先名一覧に掲載します。
- ◆IP アドレス DB を使って、地域に応じたコンテンツの切り替え表示などを行う場合は、ウェブサイトの規模に応じた所定のライセンス利用料(基本利用料:年間契約)をお支払いいただきます。
- ◆ビジネス利用料(オプション)とは、EC を含む、ウェブサイト内で物品などの販売を補助するサービスを行う場合に発生するライセンス利用料のことをいいます。具体的には、サイト内に「購入」「申込」「資料請求」に類するリンクが存在することを目安とします。こうした EC などの収益ビジネスで利用する場合は、上記の基本利用料に加えてビジネス利用料(年間契約)をお支払いいただきます。詳細はお問い合わせください。
- ◆広告利用料(オプション)とは、IP アドレス DB を使って、自社サイト内の広告の地域ターゲティングを行う場合に発生するライセンス利用料のことをいいます。こうした広告で利用する場合は、上記の基本利用料に加えて、広告売上に応じたライセンス利用料(広告利用料:毎月の広告売上実績の 3%)をお支払いいただきます。毎月の広告売上実績金額を翌月 10 日までにご報告ください(実績がない場合も「0 円」としてご報告ください)。実績金額に応じた広告利用料請求書を、報告いただいた月の末日に発送します。広告利用した翌々月末までに弊社指定の口座に振り込んでください。
- ◆利用許諾に伴う初年度の登録料／ライセンス利用料(年間ライセンス利用料:4 月～翌年 3 月)は開始前にお支払いいただきます。継続の場合は 3 月中にお支払ください。お支払いいただいた登録料／ライセンス利用料は途中で解約等をされても一切返却しません。

算定基準など

- ◆ウェブサイトの規模は基本的には貴社の自己申告で受け付けますが、弊社の判断で調査会社などの調査データを基にランク等を決めさせていただきます。
- ◆ライセンス利用料およびライセンス利用料の基準は年度ごとに改訂します。既契約社様には 12 月中に Eメールもしくは郵送でご連絡します。また、弊社ホームページ(<http://www.ad-area.jp>)にも掲載します。

お支払い料金計算例

- ◆4 月～翌年 3 月を年度とします。年度の途中からの利用の場合、基本利用料は月割り計算となります(1,000 円未満の端数は切り上げ)。
- ◆例 1: 4 月からの利用登録、月間 PV5,000 万以下の場合
登録料 : ¥10,000+¥500(消費税)=¥10,500(登録申込時のみ) 3 月末日までに弊社指定口座に振り込みください。
基本利用料 : ¥20,000+¥1,000(消費税)=¥21,000(年額) 3 月末日までに振り込みください(利用開始前までに)。
- ◆例 2: 11 月からの利用登録、月間 PV5,000 万以下の場合
登録料 : ¥10,000+¥500(消費税)=¥10,500(登録申込時のみ) 10 月末日までに弊社指定口座に振り込みください。
基本利用料 : ¥20,000 × 5/12 = ¥8,333 → ¥9,000(5 カ月分 月割り)
¥9,000+¥450(消費税)=¥9,450 10 月末日までに振り込みください(利用開始前までに)。

問い合わせ先／レポート先

株式会社あどえりあ

〒102-0084 東京都千代田区二番町6-3 二番町三協ビル1階

TEL: 03-5211-7160 FAX: 03-3264-2602 E-mail: info@ad-area.jp

◆売上などの報告はエクセルファイルまたは CSV ファイルで、上記 Eメールアドレス宛にお送りください。書式は自由です。報告書には貴社ライセンス番号を明記してください。

※表示価格は消費税別です。消費税を加算してお振り込みください。

特許第 3254422 号ライセンス規約

株式会社あどえりあ(以下「弊社」という)が独占的实施許諾権を有する日本国特許第 3254422 号(以下「本件特許」)の実施許諾に関し、次の通りライセンス規約(以下「本規約」)を定める。本件特許実施に必要な IP アドレス DB を製造・販売することに対するライセンス規約は別途定める。

本件特許の範囲

ユーザー端末に接続されたアクセスポイントが当該ユーザー端末に割り当てた IP アドレスとアクセスポイントが属する地域とが対応した IP アドレス対地域データベース(以下「IP アドレス DB」)に照合して、当該ユーザーが所属する地域を判別し、その判別結果に基づき、当該地域に対応した情報を当該ユーザー端末に送信する行為。

以下のサービスがライセンス対象となる。

- ① IP アドレス DB を用いて、ウェブページにおいてアクセスユーザーの地域に対応した広告および情報配信を行うこと。
- ② IP アドレス DB ならびにシステム等を用いて、ウェブサイト運営社、広告主または広告代理店等の依頼を受けて、当該ウェブサイトにおいてアクセスユーザーの地域に対応した広告および情報の配信サービスを提供すること。

ライセンス申請および登録

1. 本件特許権実施許諾を受けるには、「特許第 3254422 号ライセンス申請書」で申請をしなければならない。申請に対して弊社が審査を行い、登録の可否を判断し通知する。申請を承認する事業者には請求書を送付し、入金確認後「特許第 3254422 号ライセンス証書」を発行する。この通知をもって申請事業者を登録事業者とする。
2. 登録事業者はあどえりあのサービスマークをウェブサイトや製品パンフレットで使用することができる。また、サービスマークは弊社からデータ提供する。
3. 弊社は、弊社ホームページ(<http://www.ad-area.jp>)において、本件特許権実施許諾を受けた事業者を登録事業者として表示し、希望に応じて登録事業者のホームページとのリンクを認める。
4. ライセンスの期間は 1 年間(4 月 - 翌年 3 月)、毎年 3 月までに更新の申請および必要な登録料・基本利用料等を納めなければいけない。

実施許諾

1. 本件特許に基づき、別途「特許第 3254422 号ライセンス申請書」による申し込みを弊社が承諾し、本規約を遵守することを条件として、日本国内において本件特許を利用することについて非独占的通常実施権を許諾する。
2. 弊社は弊社のライセンス規約に基づく申請は原則許諾する。交渉中であることを理由に申請人の一方的な判断による特許技術の利用を開始することは認めない。また、弊社は仮許諾を認めることがある。

許諾条件

1. 支払

- (1) 登録事業者は、事業者ごとに定められた「特許第 3254422 号ライセンス料金表」に表示するとおり、登録料およびライセンス利用料を特許利用開始までに支払わなければならない。
- (2) 支払われた登録料およびライセンス利用料は、解約を含むいかなる理由によっても返還されない。
- (3) 振込手数料は契約者の負担とする。

2. 報告の義務

「特許第 3254422 号ライセンス料金表」に定める以下の情報を報告しなければならない。

- ・アドネットワーク事業社および広告代理店 —— 本特許を使った各月の広告売上実績
- ・本特許技術を利用する顧客に対してシステムなどを使ってサービスを行う事業社 —— 顧客情報、顧客との契約金額
- ・ウェブサイト運営社 —— ウェブサイトのページビュー数(申請時)、オプション契約を締結している場合は各月の広告売上実績と各月のビジネス利用実績

3. 再実施許諾の禁止

- (1) 登録事業者は、第三者に本件特許の実施を許諾することはできない。
- (2) 弊社から受けた許諾の範囲を越えて特許を使った利便等の提供はできない。

実施許諾の停止

本規約及び別途「特許第 3254422 号ライセンス料金表」で定める義務が履行されない場合には、弊社は直ちに本件特許実施許諾を停止することができる。停止の告知にもかかわらず特許の使用を続けた場合はしかるべき対応を行う。

本規約の変更

1. 弊社は、弊社の判断により、本規約を任意の理由でいつでも変更することができるものとする。
2. 本規約の変更は、弊社ホームページ(<http://www.ad-area.jp>)上に掲出した時点より効力を生じる。

ライセンス利用料等の変更

利用料の設定は 4 月 - 翌年 3 月を基準とする年度単位で改訂する。利用料の改訂がある場合、新利用料を 12 月までに弊社ホームページに掲出し、かつ、登録事業者には 12 月中旬に E メールもしくは郵送で告知し、次年度から適用される。

個人情報の取り扱い

弊社は、登録事業者の個人情報を、別途定める「個人情報保護方針」に基づき、適切に取り扱うものとする。

準拠法、合意管轄

本規約は日本法に準拠する。本規約に起因する紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所として解決される。

2010 年 4 月 1 日制定
2010 年 12 月 27 日改訂
2011 年 1 月 26 日修正
2011 年 12 月 22 日改訂

特許第 3254422 号ライセンス申請書

〔アクセス・ユーザーの所在情報の判別による広告・コンテンツの最適配信や
特定地域限定の広告・コンテンツ配信を実現する革新的インターネット特許〕

株式会社あどえりあ 行

貴社名: _____ 印

「特許第 3254422 号ライセンス規約」の内容に同意し、特許ライセンスを申請します。

申請者（会社名）: _____ 業種: _____

事業内容: _____

設立年月日: _____ 資本金: _____

代表者名: _____

担当者名: _____ 部署: _____ 役職: _____

TEL: _____ FAX: _____ E-mail: _____

本社所在地: 〒 _____

営業所住所: 〒 _____

■ 契約ライセンス(該当するライセンスにチェックを入れてください)

- アドネットワーク事業
- システムサービス事業
- ウェブサイト運営

■ 利用開始日: _____ 年 _____ 月 _____ 日

■ ウェブサイト規模(ウェブサイトを運営を選んだ場合のみ記入)

	サイト名(コーナー名)	URL	PV 数
1			
2			
3			
4			
5			
月間合計 PV 数			

- ・登録料をお支払いいただくウェブサイトは、原則としてドメインを単位とします。ただし、同ドメイン上で複数のサービスを展開している場合、複数の法人で当該ドメインを利用している場合などは例外とします。該当すると思われる場合はお問い合わせください。
- ・サイトの規模は、実際に本特許を使用した情報の切り替えを実施する範囲(コーナー等)の PV を記載ください。

振り込み先	みずほコーポレート銀行内幸町営業部 当座 5295378
	株式会社あどえりあ

- ・振り込み手数料は貴社でご負担ください。
- ・料金表にある登録料・利用料などは消費税別で表記しています。消費税を加算してお振り込みください。



株式会社あどえりあ

〒102-0084 東京都千代田区二番町6-3 二番町三協ビル1階
TEL:03-5211-7160 FAX:03-3264-2602 E-mail:info@ad-area.jp